これから防火管理者になる方へ

防火管理者の選任及び防火管理講習受講のご案内

あなたの事業所は、防火管理者の選任・届出がお済みですか？
選任・届出をしていない場合、消防法令違反となります。

1. 防火管理者が必要なテナント

① 特定用途 （飲食店・物販店・宿泊施設等）

テナントの収容人員が
- **30人以上 → 甲種防火管理者**
- **30人未満 → 乙種防火管理者**

② 非特定用途 （共同住宅・事務所等）

テナントの収容人員が
- **50人以上 → 甲種防火管理者**
- **50人未満 → 乙種防火管理者**

※防火管理者が必要な建物には、原則すべてのテナントで防火管理者の選任・届出が必要です。
※収容人員の計算方法について、ご不明な点がございましたら消防署までお問い合わせください。

2. 防火管理者になるための資格取得と取得後の手続きの流れ

1. **防火管理講習の受講・修了**
 オンラインまたは対面での講習を受け、修了後に修了証（緑の手帳）の交付を受けます。
2. **防火管理者選任届出の提出**
 資格取得後、速やかに「防火管理者選任届出書」を管轄消防署へ提出します。
3. **消防計画作成届出の提出**
 事業所の用途・規模に応じた「消防計画」を作成し、あわせて消防署へ届け出ます。
4. **自衛消防訓練通知書の提出**
 消防計画に基づき、年1回以上（特定用途は2回以上）の消火・避難訓練を実施します（事前に通知を提出）。

3. 講習の受講方法について

オンライン講習

・パソコンやスマホから電子申請で申込可能
・講習内容：オンライン講習＋実技講習1日、またはオンライン講習のみ
・受講後、修了証交付

対面講習

・各消防署の窓口にて申請書を提出
・講習日数：1日（乙種）または2日間（甲種）
・受講後、修了証交付

【注意事項】
窓口で申請書を提出の場合、講習日の7日前までの受付となります（平日8:30～16:30）※電話申込は不可。
受講時には教材の事前購入が必要となります。

【問い合わせ】
東京消防庁 京橋消防署
〒104-0031 東京都中央区京橋3丁目14番1号　TEL: 03(3564)0119